

別紙 1

医学部附属病院売店及び食堂等運営業務委託に係る業務条件

1 大学の概要

- (1) 施設名 国立大学法人浜松医科大学
- (2) 所在地 浜松市中央区半田山一丁目 2 0 番 1 号
- (3) 病床数 613 床
- (4) 患者数 一日平均外来患者数約 1, 512 人、一日平均入院患者数約 552 人
- (5) 職員数 1, 722 人（常勤職員のみ、その他 1, 000 人以上の非常勤職員、派遣職員、委託職員が大学内で勤務している。）
- (6) 学生数 医学科716人、看護学科255人、大学院生188人

2 業務実施施設の概要

- (1) 場 所
医学部附属病院外来棟 1 階、基礎臨床研究棟 1 階、福利施設棟 1 階及び舟岡山宿舍 1 階
- (2) 利用客数（別紙 3 「令和 7 年度売上実績」 の一日当たりの平均客数による）
 - ① 附属病院一般売店 1, 136 人／日
 - ② 学生売店 420 人／日
 - ③ 医材等売店 138 人／日
 - ④ 一般食堂 58 人／日
 - ⑤ 職員食堂 147 人／日
 - ⑥ 学生食堂 82 人／日
- (3) 令和 7 年度売上実績（別紙 3 「令和 7 年度売上実績」 のとおり）
- (4) 面積等 （詳細は別紙 4 「配置図・搬入経路」、別紙 5 「施設諸条件一覧」 で確認すること）

名称	場所	面積	備考
附属病院一般売店	外来棟 1 階	176 m ²	※ 1
イー ト インコー ナー		81 m ²	
医材等売店※ 1、2		55 m ²	倉庫含む
一般食堂		229 m ²	
職員食堂			本学、管理部分含む
共通厨房		101 m ²	倉庫、風除室、更衣室含む

テラス席		96 m ²	
学生売店	基礎臨床研究棟 1 階	80 m ²	
学生食堂厨房	福利施設棟 1 階	37 m ²	
ベーカリー厨房		38 m ²	使用は提案による (倉庫を含む)
販売スペース※ 3		16 m ²	使用は提案による
飲食スペース		220 m ²	本学、管理部分含む
自動販売機 (飲食物)	外来棟 1 階	2.5 m ²	
	病棟 1 階	2.5 m ²	ゴミ箱含む
	基礎臨床研究棟 1 階	2.3 m ²	ゴミ箱含む
	舟岡山宿舎 1 階	1.3 m ²	ゴミ箱含む

※ 1 附属病院一般売店、イートインコーナー、医材等売店は運営事業者の提案により、配置を入れ替えたり、一体的に営業すること（コンビニ内で医材を販売すること）も可能とする。

※ 2 医材等売店は、一般売店工事期間中の仮店舗スペースとする。

※ 3 販売スペースは、学生売店工事期間中は仮店舗スペースとする。

3 業務実施期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 9 年 3 月 3 1 日

なお、運営開始日は現事業者の撤退完了予定日等を考慮のうえ協議して定める。

受託者は、業務実施期間においては業務を継続しなければならない。

4 営業時間、営業日及び休業日に関する条件

(1) 営業時間、営業日は次のとおりとするが本学の最低限の要求であり、事業者の提案により営業時間、営業日を拡充することも可能とする。

場所	時間	備考
附属病院一般売店	7 : 00-20 : 00	元旦のみ休業
学生売店	平日 8 : 00-18 : 00	大学の一斉休業日（夏季 3 日間） 及び 12/29-1/3 休業
医材等売店	平日 8 : 30-17 : 00	
一般食堂	平日 10 : 30-15 : 00	12/29-1/3 休業
職員食堂	平日 10 : 30-15 : 00	

学生食堂	11：30-13：30	本学の学事予定表に記載の休業日 及び本学と別途協議した日を除く (年間営業日数170日程度)
自動販売機	24時間	年中無休

(2) 電気設備の法定点検等本学が必要と認めた時は、本学と協議のうえ営業時間の延長・短縮や営業日の増加・減少することができる。なお、事業者からの申し出による営業時間の短縮及び営業日数の減少に関しては特段の事情がない限り営業開始から1年間は認めない。また、特段の事情については詳細な売上データ等を明示し、短縮・減少の必要性を証明すること。

(3) 学生食堂の営業については、本学が飲食スペースを学生等に懇親会等で占有貸出しする際には営業休止を依頼する場合があるので応じること。

5 営業内容に関する条件

(1) 附属病院一般売店

《基礎点項目》

① 取扱商品は次のとおりとする。

ア 一般的なコンビニで販売されている商品

イ コンビニカフェ

② 次の商品の販売は禁止する。

ア 酒類、たばこ

イ 静岡県知事が指定する有害図書及び有害玩具類

ウ 医療衛生材料（ただし、(3)の医材等売店とまとめて一店舗で提案する場合は販売を認める）

エ 医療用品、介護用品等（同上）

オ 学生の実習用品（軽微なもの及び本学が依頼したものを除く）

カ 本学の他の事業者の事業に大きな影響を及ぼすと判断されるもの

キ その他本学が病院で販売することが相応しくないと判断するもの

③ 次の付加的なサービスを提供すること。

ア 複写機・FAX等

イ 電子マネー・クレジットカード等での支払い

ウ 料金収納代行（公共料金、通信販売、税金等）

エ 切手及びはがき並びに印紙の販売

オ 飲食物を温める電子レンジ及びお湯等のための電子ポット設置

カ 荷物の受け取り・発送

④ 現事業者が店舗を閉店した日から、店舗営業開始日前日までの期間、前記2の

(4)に記載のエリア内に仮店舗を設置して運営を行うこと。

《加点点目》

⑤ 上記以外で運営事業者の提案する商品及びサービス

(例)・外来患者、病棟入院患者、職員向けの弁当、パン、飲料等のワゴンサービス

・病棟入院患者、付添家族等へのアプリ等を利用した配送など利便性向上サービス

⑥ 職員専用の24時間無人営業など、営業時間の延長案を提示すること。

⑦ 混雑ピーク時(11:00~14:00)の混雑緩和への対応に配慮、工夫すること。

⑧ 障害者、車椅子や点滴スタンドを持っている利用者等への配慮、工夫を行うこと。

⑨ 定価以内で、利用しやすい価格帯を設定すること。

⑩ イートインコーナーについて、椅子・テーブル等の清拭及びゴミ箱、電子レンジ等の維持管理を行うこと。

⑪ 災害時などに優先納品やパンなどの物資供給するサービス等を実施できること。

⑫ 店舗営業開始までの期間及び改修期間において、仮店舗の充実など利用者に切れ目のないサービスを提供すること。

(2) 学生売店

《基礎点項目》

① 取扱商品は次のとおりとする。

ア 一般的なコンビニで販売されている商品(ただし、一般的な店舗より狭小のため、商品を本学担当者と協議のうえ厳選して販売することを認める。)

イ コンビニカフェ

② 次の商品の販売は禁止する。

ア 酒類、たばこ

イ 静岡県知事が指定する有害図書及び有害玩具類

ウ 学生の実習用品(軽微なもの及び本学が依頼したものを除く)

エ 本学の他の事業者の事業に大きな影響を及ぼすと判断されるもの

オ その他本学が大学で販売することが相応しくないと判断するもの

③ 次の付加的なサービスを提供すること。

ア 複写機等

イ 電子マネー・クレジットカード等での支払い

ウ 料金収納代行(公共料金、通信販売、税金等)

エ ATM(CD機でも可)

④ 現事業者が店舗を閉店した日から、店舗営業開始日前日までの期間、前記2の

(4) に記載の販売スペースに仮店舗を設置して運営を行うこと。

《加点項目》

- ⑤ 上記の提案の充実度等及び上記以外で運営事業者の提案する商品及びサービス
(例) 全国規模の金融機関の ATM (手数料についても加味する)、店内調理品の
充実、文房具の充実、速やかな商品の取り寄せ、地場産品等
 - ⑥ 混雑ピーク時 (11:00~14:00) の混雑緩和への対応に配慮、工夫すること。
 - ⑦ 障害者や車椅子を使用している利用者等への配慮、工夫を行うこと。
 - ⑧ 利用者のニーズへの対応、利用者を飽きさせない商品の入れ替えなどを行うこと。
 - ⑨ 学生及び教職員の利用割合が多いため、定価以内で、利用しやすい価格帯とし、できるだけ安価な価格設定とすること。
 - ⑩ 店舗営業開始までの期間及び改修期間において、仮店舗の充実など利用者に切れ目のないサービスを提供すること。
- (3) 医材等売店 ※ (1) の附属病院一般売店とまとめて一店舗での提案も可とするが、(1) の①の商品を取り扱うことのほか、利用者や看護師などからの取扱商品に係る問い合わせに対して専用カウンターを設けるなど、丁寧な対応ができる環境を整えること。

《基礎点項目》

- ① 取扱商品は次のとおりとする。
 - ア 衣類、雑貨、医療用雑貨、その他日用品 (ただし、一般的なコンビニエンスストアで販売している物を販売する場合は大学と協議すること)
 - イ 医療用品、介護用品等
 - ウ 雑誌、単行本、趣味の本、医学書等の書籍関連
 - エ 本学が要請する医療衛生材料等 (現在の取扱商品は別紙6「取扱医材等一覧」のとおり。商品の変更は看護部等関係部署と協議のうえ実施すること)
 - オ 本学が指定する業者の物品
- ② 次の商品の販売は禁止する。
 - ア 酒類、たばこ
 - イ 静岡県知事が指定する有害図書及び有害玩具類
 - ウ 学生の実習用品 (軽微なもの及び本学が依頼したものを除く)
 - エ その他本学が病院で販売することが相応しくないと判断するもの

《加点項目》

- ③ 上記以外で運営事業者の提案する商品及びサービス
(例) ・管理医療機器 (クラスⅡ) 以上の医療機器、焼きたてパン、本学オリジナルパン、本学とのコラボ商品等のオリジナルグッズの取り扱い

・電子マネー、クレジットカード等での支払い

- ④ 混雑ピーク時（１１：００～１４：００）の混雑緩和への対応に配慮、工夫すること。
- ⑤ 障害者、車椅子や点滴スタンドを持っている利用者等への配慮、工夫を行うこと。
- ⑥ 定価以内で、利用しやすい価格帯とし、できるだけ安価な価格設定とすること。
- ⑦ 店舗営業開始までの期間及び改修期間において、仮店舗の充実など利用者に切れ目のないサービスを提供すること。

（４）一般食堂・職員食堂

《基礎点項目》

- ① 一般食堂と職員食堂は利用者が混同しないようエリアを分けて運営すること。
- ② 契約開始より２年間、職員食堂においては、１,０００円（税込）以内のランチメニューを１種類以上提供すること。以降は物価水準を考慮し本学と協議して決定すること。
- ③ 契約開始より２年間、一般食堂においては、１,３００円（税込）以内のランチメニューを１種類以上提供すること。以降は物価水準を考慮し本学と協議して決定すること。
- ④ 病児病後児保育室ふわりの給食・補食等、本学が提供を依頼する食事について対応すること。
- ⑤ 次のものに関しては取り扱いを禁止する。
 - ア 酒類、たばこ
 - イ 本学の他の事業者の事業に大きな影響を及ぼすと判断されるもの
 - ウ その他本学が病院で販売することが相応しくないと判断するものただし、酒類に関しては大学が許可した場合には提供することができる。

⑥ 特記事項

- ア 飲食スペースは混雑時を除いて持ち込みでの飲食の利用及び休憩を可とすること
- イ 一方の食堂が営業している間に関しては、他方の飲食スペースも休憩所（イートインコーナー）として開放すること
- ウ 原則、本学関係者以外の職員食堂の利用は認めない

《加点点項目》

- ⑦ 取扱メニューは運営事業者の提案によるものとする。
- ⑧ 学内で行われる懇親会等への飲食物のケータリングの依頼があった場合は、可能な限り対応すること。
- ⑨ その他運営事業者の提案による学内各部署へ配達する仕出し弁当等の販売も認

める。ただし、本学と事前に協議すること。

(例) 病棟付添者用の食事提供サービス等

- ⑩ 内装工事等により閉店期間が生じる場合は、食事提供の代替方法（仮店舗の設置、弁当の販売等）について本学と協議のうえに対応すること。
- ⑪ 混雑ピーク時（11：00～14：00）の混雑緩和への対応に配慮、工夫すること。
- ⑫ 一般食堂については、障害者、車椅子や点滴スタンドを持っている利用者等への配慮、工夫を行うこと。
- ⑬ 職員食堂についてはセルフサービスを認めるが、モバイルオーダーや事前決済等の混雑緩和に資する工夫に努めること。一般食堂については、フルサービスを基本とするものの、注文の取り方（タブレットやアプリ等を使用するか）、配膳の仕方（配膳ロボットを使用するか）など明確に記載すること。
- ⑭ 職員食堂については、経済的な価格設定に努めること。一般食堂については、職員食堂よりも高価格とすることは否定しないものの、近隣他病院等と比較し提供価格の経済性に配慮すること。

【参考】現事業者における主なメニュー（9月現在）

職員食堂：A 定食・丼・カレー（汁・小鉢2種付） 700 円（税込）

一般食堂：カツカレー 1,220 円 ハンバーグ定食 980 円（税込）

- ⑮ 一般食堂と職員食堂で同一のメニューを提供することを認める。ただし、同一メニューを提供する場合は、職員食堂は職員の福利厚生のために設置していること等から一般食堂より安価に設定すること。
- ⑯ 一般食堂と職員食堂は動線に配慮して防音壁を設置することが望ましい。なお、設置する際に別紙5「施設諸条件一覧」及び既設図面データを参照のうえ提案すること。
- ⑰ 飲食スペースを適切に管理し、職員等が懇親会等で利用を希望する場合は相談に応じること。なお、懇親会等で予約が入って一般食堂を休止する場合は事前に本学の許可を得たうえで、貼り紙をする等利用者に周知すること。
- ⑱ 厨房周りの清掃・管理及び本学で設置する給茶機の維持管理（清掃・茶葉の補給を含む）を行うこと。ただし、本学が清掃管理する飲食スペース及びテラス席であっても、状況により床の清掃、机・椅子の清拭等について柔軟に対応すること。

（5）学生食堂

《基礎点項目》

- ① 次のものに関しては取り扱いを禁止する。
 - ア 酒類、たばこ
 - イ 本学の他の事業者の事業に大きな影響を及ぼすと判断されるもの

ウ その他本学が大学で販売することが相応しくないと判断するもの

- ② 契約開始より2年間、学生食堂においては、500円（税込）以内のランチメニューを1種類以上提供すること。以降は物価水準を考慮し本学と協議して決定すること。

《加点項目》

- ③ 取扱メニューは運営事業者の提案によるものとする。ただし、営業時間内は何らかの食事を提供できるように工夫すること。

（例）日替わりメニューを標準とするが、日替わり定食完売後は複数の定番メニューを提供する。

- ④ その他に取扱うものは運営事業者の提案によるものとする。

（例）お弁当・パン等の中食の販売、ベーカリー厨房の活用等

- ⑤ 混雑緩和、待ち時間緩和への対応に配慮、工夫すること。

- ⑥ 障害者や車椅子を使用している利用者等への配慮、工夫を行うこと。

- ⑦ セルフサービスを認める。

- ⑧ 学生が利用しやすい価格帯とし、できるだけ安価な価格設定とすること。

【参考】現事業者における主なメニュー（9月現在）

学生食堂：日替わり丼・麺・カレー 380円 大盛り+110円（税込）

- ⑨ 一定の調理を職員食堂厨房で行い持ち込むことを認める。（同一建物内の見解）ただし、衛生面等に十分に注意すること。

- ⑩ 飲食スペースの維持管理を行うこと。（給茶機の茶葉の補充等を含む。）

- ⑪ 飲食スペースは持ち込みでの飲食の利用及び休憩を可とすること。

- ⑫ 内装工事等を行う場合は、本学担当者と協議し、本学の学事予定表に記載の休業日に実施するなど、原則として営業を中止しない方法で実施すること。

（6）飲食物等の自動販売機

《基礎点項目》

- ① 設置場所

ア 外来棟1階自動販売機コーナー及びイーティンコーナー	・・・A
イ 病棟1階自動販売機コーナー	・・・B
ウ 基礎臨床研究棟1階自動販売機コーナー	・・・C
エ 舟岡山宿舎1階エントランス	・・・D

- ② 取扱商品

ア パン・カップ麺等の食べ物・・・A、B、C

（ただし、学生売店において24時間営業を提案する場合、Cは省略することができる）

イ 缶・ペットボトル等の飲料・・・B、D

ウ その他事業者の提案する商品（冷蔵品・日用品等を含む）・・・A、B、C、D

③ 次の商品の販売は禁止する。

ア 酒類、たばこ

イ 静岡県知事が指定する有害図書及び有害玩具類

ウ その他本学が大学で販売することが相応しくないと判断するもの

④ 電力使用量の子メーターの設置

ア 本学のコンセントから給電する場合は、電力使用量の子メーターを設置し、使用した電力量がわかるようにすること

イ 毎月、本学の指定する日に検針を行い本学に報告すること

⑤ 設置にあたり、転倒防止・防犯対策を施すこと。

《加点項目》

⑥ 商品補充

ア 原則、商品の補充は運営事業者が直接実施すること

イ 消費期限等の管理を徹底し、消費期限等の切れた商品が販売できない機能を有するか、消費期限の切れた商品が販売できない方法で管理すること

⑦ その他

ア 夜間に商品が売切れることやトラブルがないように定期的に点検すること

イ 自動販売機の周辺にゴミ箱を設置し、商品補充時に回収する等衛生管理に努めること

ウ 売上等の状況や設置場所の状況により設置場所を変更する場合がある

なお、増設、移設又は廃止する要望がある場合は事前に協議すること

(7) 共通事項

① 各店舗間で取り寄せや予約ができるようにするなどして、利便性の向上に努めること。

② 売店商品や飲食物、切手・レターパック類等の取扱商品を本学が指定する支払方法を用いて取引が行えること。

③ 本業務委託に関するすべての売上を月毎に集計し、翌月15日までに本学会計課に提出すること。なお、提出する資料は事業毎の売上がわかる形で事業者ごとに電子又は書類で提出すること。

④ 利用者等とトラブルがあった場合には速やかに本学に報告し、解決を図ること。

⑤ 各店舗で改修や模様替え等により閉店期間が発生する場合は、前記2の(4)で示したスペース内に仮店舗を設置すること。仮店舗の取扱商品については本学と協議のうえ決定する。

⑥ 運営事業者は契約期間が満了し、又は契約が解除される場合には、本学との協議により決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。なお、原状回復の費用は運営事業者の負担とする。

⑦ 自然災害等その他非常時において、本学から要請があった場合は物資供給及び営

業継続に協力すること。

6 経費負担に関する条件

運営事業者は、次の経費を負担するものとする。

(1) 販売手数料

- ① 本業務委託における事業ごとの売上に応募者の提案割合を乗じて得た金額を毎月支払う。
- ② 前記5の(7)の③で提出された売上報告を基に本学で請求書を発行するので、それに基づき支払うこと。

(2) 附属病院一般売店前のイートインコーナー、医材等売店の陳列棚、一般食堂・職員食堂の共通厨房の厨房機器、職員食堂の飲食スペース、テラス席、学生食堂厨房・ベーカリー厨房の厨房機器、学生食堂の飲食スペースのテーブル、椅子等については希望により無償譲渡する。運営事業者が新たに購入し設置するもの及び既存物品の譲渡後の撤去費用は応募事業者の負担とする。なお、一般食堂・職員食堂の共通厨房の厨房機器、学生食堂厨房・ベーカリー厨房の厨房機器は別紙7「厨房設備一覧」で確認すること。

(3) 自動販売機に設置する電力量の子メーターの設置費

(4) 関連諸施設の清掃・維持管理費、光熱水費、運営事業者が譲受又は購入した備品等の維持管理費及び廃棄物（一般廃棄物、産業破棄物等）の処理に要する費用、その他運営に伴い必要となるすべての費用

(5) 業務委託撤退の際の原状回復に係る費用

7 提供する施設の条件

- (1) 本学からは既存の施設を提供し、追加分については運営事業者の負担とする。なお、既存の施設については別紙5「施設諸条件一覧」を確認すること。
- (2) 追加工事を行う場合は本学担当者の許可を得ること。
- (3) 契約期間中に改修工事が必要となる場合は、工事内容及び費用区分を本学と協議のうえ定めることとする。

8 その他の条件

- (1) 運営事業者には借家権、賃借権、営業権等の私法上の権益は一切認めない。
- (2) 業務実施施設及びその周辺を清潔に保ち、大学、病院の美観、衛生環境を損なわないよう、清掃等の維持管理を行うこと。
- (3) 常駐する従業員には大学、病院内の業務であることを自覚させ、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに利用者に対し、癒しのある接客対応に努めること。また、運営事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。

- (4) 事業運営に必要な各種法令に基づく許認可などは運営事業者が自らの費用負担にて取得すること。
- (5) 食品衛生法、薬機法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染対策を徹底すること。
- (6) 従業員に定期健康診断を受けさせる等、健康管理を行うこと。
- (7) 従業員に抗体検査を受けさせ、ワクチンの接種が必要な場合は接種したうえで従事すること。
- (8) 運営に伴い発生する廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物等）は運営事業者の責任において適正に処理すること。なお、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づき、売店及び食堂等の運営に伴う食品循環資源の再利用を行うこと。
- (9) 従業員の駐車場が必要な場合は、駐車場の使用許可を申請すること。なお、原則本学が指定する駐車場を使用すること。
- (10) 本学が主催する防災訓練や研修会への参加を要請した場合は、対応すること。
- (11) 事業撤退の際には、次の運営事業者への引き継ぎに協力すること。
- (12) 本学は契約の途中で随時中間検査を行うことができる。なお、中間検査の結果、運営状況が不良又は許可内容・条件に違反等が判明した場合は是正を指示、もしくは契約の解除を行うことがある。
- (13) 本学が運営状況等の中間検査を実施する際には資料の提供等に協力すること。
- (14) 本学が毎月の売り上げ報告に疑義を持った場合や次期公募のための資料収集等の調査を行う際にはレシートや売上日報等の関係資料の提出等に協力すること。
- (15) その他、本学から指示のある場合は、速やかに報告、対応すること。

9 その他の留意事項

運営事業者は、次の事項について留意すること。

- (1) 本学のアメニティーの設置の主たる目的が『学生の福利厚生』・『教職員の福利厚生』・『患者サービスの向上』・『施設の有効活用』であることを認識し運用を行うこと。
- (2) 利用者に対して、より良質・多様なサービスをもって、安定的かつ継続的に運営すること。そのための方策について、本学と協議するとともに、その実現に向け、最大限の努力を行うこと。
- (3) 経済状況の変化などにより事業の運営に支障が生じたときは、本学と相談するなど、本学の事業や業務委託に支障が生じないよう誠実に対応すること。
- (4) 利用客等から寄せられた苦情等に対し、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに本学に報告すること。必要と認められる場合は、本学と協議のうえ対応すること。
- (5) 利用者の満足度及びニーズを把握し適切にサービスを反映させるために、調査を適

宜行いその結果を報告するとともに、サービス内容への反映方法を報告すること。

- (6) 災害・事故・食中毒が発生した場合若しくは発生するおそれがある場合又は業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、直ちに必要な措置を取るとともに、関係機関及び本学に遅滞なく報告すること。
- (7) 災害等の際には本学に協力すること。
- (8) 本学の患者給食施設で食中毒が発生した際には、本学の指示のもと患者への給食確保に協力すること。
- (9) 本契約の開始及び終了時の引継ぎについては、契約期間に関わらず本学の業務委託に支障を来さないよう新旧事業者及び本学との間で十分協議のうえ対応すること。